

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號四第

卷七十二第

行發日一月十年三和昭

論叢

財産より生ずる無形所得の課税

法學博士

神戸 正雄

形式社會學概念

文學博士

米田 庄太郎

租税負擔及び經費の國際比較

經濟學博士

汐見 三郎

時論

老齡船の運用とその處分

經濟學博士

小島 昌太郎

說苑

明治初年に於ける大阪通商會社

經濟學士

菅野 利太郎

學と實踐

經濟學士

福井 孝治

雜錄

大阪の文化と造幣局

經濟學博士

本庄 榮治郎

私營質屋業の概況

經濟學士

楠見 一正

大阪市の人口増加に就て

經濟學士

武田 長太郎

法令

織夫勞役扶助規則中改正

私營質屋業の概況

楠見一正

はしがき

現今我國の現状を見るに、中産以下の庶民階級に對する小額金融所謂庶民金融は、資産階級に對する大額金融に比して甚しき滯色がある。否殆んど問題になら

ぬ程貧弱を極めてゐる。殊に昭和二年の恐慌以來特に著しく世人の注意を惹く所である。國民の大部分を占むる庶民階級をして、之に適當なる金融の途を與へて其の活動を旺盛ならしめ、國民の大多數の實力を發揮せしむる事は現代の最も要望せる所である。

我國の庶民金融機關は現今未だ不完全の域を脱せざる状態にある。其の庶民金融機關中にあつて、下層金融の爲めに不完全ながらも獨力其の力を盡してゐる唯一のものは即ち質屋である。然し之とても尙多くの缺點を免れない。従つて最近公益質屋の出現する所となつた。之の庶民金融改善の第一歩を踏み出したものであり、誠に喜ぶべき事である。今や私營質屋も亦早晚改善せらるべき運命に遭遇してゐる。以下私は茲には單に私營質屋業の概況に就いて、いさゝか考究して見たらと思ふ。

第一、質屋營業の狀態

一、質屋數 現今我國に於ける質屋の狀態に就いて

雜錄 私營質屋業の概況

は、知るに足るべき統計が甚だ少なく、今大正十四年三月末現在の全國質屋數を見れば次の通りである。

第一表 全國質屋狀況

	質屋數		入質金額		入質口數		一質屋平均入質高		平均口額
	軒	口	千圓	千口	圓	口	圓		
市部	五,七九九	一四,七五五	一四,七五五	一八,六四九	二,五九九	七六	七六		
郡部	二,一三三	四,九七九	四,九七九	四,〇三五	八七	四九	四九		
全國	七,九三二	一九,七三四	一九,七三四	二二,七〇四	三,四七六	一二五	一二五		

右表に依れば全國に於ける質屋數は一萬七千八百五十二軒に達し、其の絶對數に於ては、他の金融機關の數に比して遙かに多數である。此の事實は如何に其の利用者が多く、如何に通俗的であるかの一端を知るに足るであらう。

次に質屋の數の増減に就いて考察して見るに、震災の關係に依つて、大正十二年度に於て急激に減少したものが、其の翌年に於て多少復舊した形である。此の突發的事變を別にして考へると、近年質屋の數は減少の傾向を示してゐる。今假りに六大都市に於ける質屋の累年の増減を見れば次の通りである。¹⁾

1) 内務省統計局社會部：公益質屋業の統計調査(大正15年7月刊)による。
 2) 大正12年度は東京市統計課：質屋業の統計調査(大正15年3月刊)により、以後は東京市役所：東京市統計圖表(昭和3年3月刊)第29表、大阪市役所：第25回大阪市統計書(昭和2年12月刊)第8編第84頁、京都市役所：第18回京都市統計書(昭和3年刊)221頁、神戸市役所：第17回神戸市統計書(昭

第二表 六大都市質屋業年増減表

	東京	京都	大阪	横濱	神戸	名古屋
大正元	1,150	1,155	1,150	1,150	1,150	1,150
二	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170
三	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170
四	1,191	1,191	1,191	1,191	1,191	1,191
五	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
六	1,239	1,239	1,239	1,239	1,239	1,239
七	1,344	1,344	1,344	1,344	1,344	1,344
八	1,361	1,361	1,361	1,361	1,361	1,361
九	1,355	1,355	1,355	1,355	1,355	1,355
一〇	1,339	1,339	1,339	1,339	1,339	1,339
一一	1,094	1,094	1,094	1,094	1,094	1,094
一二	860	860	860	860	860	860
一三	510	510	510	510	510	510
一四	555	555	555	555	555	555
昭和元	555	555	555	555	555	555

之に依つて見れば、歐洲大戦の勃發に伴ふ好景氣時代に於ては、質屋數も非常に増加し大正七、八年に於て其の最高を見るが、其後再び不景氣と共に近年漸次其の數を減少したのである。尤も東京横濱兩市に於ける大正十三年以後の増加傾向は震災後漸次回復の緒に

つきつゝある事を物語るものであり、神戸に於て大正九年以後も減少せず却つて増加を示してゐるは、大正九年に須磨町を合併したると尙其の他特殊の原因に因るものであらう。尙大阪市に於ける大正十四年に於ける激増は、市區擴張に依る所謂大大阪出現の結果に外ならない。同市の質屋數は市區擴張の勢に依り當分増加傾向を示すものと見られる。何等の變化も與へられなかつた京都市に於ては、質屋は近年順調に減少を示してゐる。尙此の外に最近入手する事を得た統計を示せば次の通りである。

第三表 最近に於ける質屋増減傾向

	大正九	大正十	大正十一	大正十二	大正十三	大正十四	昭和元
岡山縣	633	561	500	460	436	432	376
滋賀縣	306	261	232	217	216	213	186
小樽市	50	42	35	37	36	33	28
高岡市	—	—	—	—	—	—	—
仙臺市	—	—	—	—	—	—	—
廣島市	209	185	165	161	156	153	126
鹿兒島市	—	—	—	—	—	—	—
島津市	—	—	—	—	—	—	—
金澤市	—	—	—	—	—	—	—

和2年刊)及び大阪市役所産業部調査課:六大都市統計要覽(昭和3年刊)103頁に依る。大正12年の數字に於て相違する所は全部後者の統計に依る。岡山縣統計書昭和元年度(昭和3年3月刊)624頁、滋賀縣統計書(昭和3年3月刊)339頁、第21回小樽市統計書(昭和2年刊)231頁、高岡市統計書昭和元年度(昭和2年12月刊)104頁、仙臺市統計書(大正15年9月刊)100頁、第22

第三表に現はれたる質屋敷減少の傾向は近年不景氣の爲めに益々經營困難を加ふるに至つた事を如實に物語るものであらう。質屋問題の重要な意義を加へつゝある現今に於て、質屋の敷が減少の趨勢を示してゐる事實は、大いに考慮を要する點である(註)。

(註) 岡山縣及甲府市は質屋の閉業及廢業に就き有益なる統計を發表してゐる。

二、從業者 質屋の從業者は元來年上期上りの者が多く、従つて其の店を持つに當つて投資する資本額も極めて微々たるものがある。爲に質屋の中には其の規模も小さく、從業者も極めて少數のものがある。今大正十三年末現在に於ける東京都市計畫區域内の質屋從業者を見ると、總從業者數は千六百二人であつて、其の内家族千十三人、雇人五百八十九人である。總數に對する比は家族六三・三%、雇人三六・七%となつてゐる。尙又質屋の總數は八百八十三軒であるから、質屋一軒の從業者の割合は一人八分に當つてゐる。即ち過半數は使用人を雇入るゝ事なく、家族のみで營業に

従事してゐる事が推測出来るであらう。從業者に就いて尙一言したい事は、質屋從業者は特殊の智識を要する事である。故に一定の修業を必要とし、普通人が俄かに質業に従事し得ざる事も亦從業者數の比較的小なる所以ではあるまいか。

三、倉庫 質屋が主として動産擔保に依る金融機關である以上は、質屋を營業するものは其の入質物を安全に保管するの必要を伴ふ。其の爲めに相當の設備を要するは當然の事である。特に都市に於ては盜難其他の災害に遭遇する機會が比較的によく、従つて其の保管上危険率も相當高いから、質屋營業者の多くは之が爲めに必要な設備として倉庫を所有してゐるのが常である。質業者の大部分即ち少くとも3-4位は倉庫を設備してゐる様である。質屋は之等の設備の爲めに他の營業に比して、相當多額の固定資本を要し、それだけ運轉資本を減少せしむる結果となり、元來豊富ならざる資金を殊更減少せしむるの不利を伴ふは又止むを得ざる所であらう。

回廣島市統計年表(昭和3年刊)110頁、第16回鹿兒島市統計書(昭和3年刊)137頁、及昭和元年度金澤市統計書(昭和3年刊)第3編145頁。

4) 質屋業の統計調査 25頁。

5) 質屋業の統計調査 19-20頁。

四、贖品貸出と質置主の滞納に因る官沒 徳川時代
に於ては往々不徳義な質屋があつて、盜賊と結託して
贖品を安く質取りする様な事が行はれたやうである
が、現今に於ても尙前世紀の遺物として、質屋の取締
は此の方面に重きを置かれてゐる。質屋取締法は第十
六條に不正品の徴收を規定してゐる。従つて質屋は入
質に際しては、其の入質物の不正品か否かを十分検定
せねばならぬ。元來質屋は銀行の様に質置主の信用状
態を精確に調査する事が困難であり、且庶民階級の中
には往々徳義心の缺乏した者の存する事と相關連し
て、不正品の質取りをして不測の損害を蒙る質屋も亦
決して稀ではない。故に不正品に對する貸出を全然防
止するは殆んど不可能な事であり、之が爲めに質物を
沒收せられて質屋の蒙る損失も亦少なくないと云ふ。

次に質置主が納税を滞納した場合には、稅務吏は國
稅徴收法の規定に依り質屋より其の質置主の入質物を
沒收して之を公賣に附し滞納處分を行ふ事になつてゐ
る。然し之は質屋にとつては全く不測の損害であつ

て、質置主の滞納によつて質屋は其の擔保品を失ひ、
従つて税金滞納とは直接關係のない質屋が、滞納者に
代つて強制的に納稅せしめらるゝ様な結果を伴ふ事にな
るのである。今參考の爲めに京都市に於ける質物徴
收に關する累年の統計を示せば、

第四表 京都市に於ける質物徴收狀況

年次	質屋		徴收		被徴收者に還付	
	數	金額	口數	金額	口數	金額
大正九	四四四	四、四四一、五二	四二	七九	—	—
同十	四〇三	六、六〇二、〇〇	三三	四二五、七〇	—	—
同十一	三七五	五、九二	五	四〇八、四七	—	—
同十二	三七五	八、九	二六	一五	—	—
同十三	三〇九	九、七	三三	一、五五	—	—
同十四	二九六	六、六	二六	二、三	—	—
昭和元	二〇三	五、一	一四	二、五	—	—

第二、入質者と其の利用狀況

一、入質者と階級及一口貸出高

質屋が現今如何なる階級の人々に最も多く利用せら

0) 第18回京都市統計書 299頁、尙第21回小松市統計書 231頁に於ても質物官沒に對する統計を載せてをる。

れつゝあるかは、一口平均入賃額及入賃者の職業別に依つて、一目瞭然と了解する事が出来るであらう。先づ一口平均入賃額は如何程であらうか。前掲第一表の大正十三年度に於ける統計に依れば、全國に於ける一口貸出高の平均は六圓三十五錢である。大正十四年度に於ては東京市七圓三十六錢、神戸市五圓八十五錢、

横濱市五圓九十錢と云ふ數字を示し、昭和元年度に於ては京都市五圓二錢、大阪市五圓九十九錢を示してゐる。此の如く一口貸出高の平均が驚くべく少額なる事より察しても、質屋が専ら庶民階級に利用せられてゐるかを知らぬに足るであらう。従つて又其利用が主として消費的方面に向けらるゝものゝ多い事を推察するに難くない所である。

次に私質賃屋に於ける一口貸出平均額は累年如何なる状態を示してゐるであらうか。今大正五年に於ける一口貸出平均額を規準として過去十ヶ年の趨勢を見れば次の通りである。

第五表 一口貸出平均額累年増減表

雜 錄 私質賃屋業の概況

年次	東京市		大阪市		京都市		神戸市		物價指數
	平均額	指數	平均額	指數	平均額	指數	平均額	指數	
大正五	二,三三	100	一,七三	100	二,04	100	一,六	100	
同 六	二,七〇	一二五	一,八八	一〇九	二,二五	一一一	二,三三	一四五	
同 七	三,五六	一五五	一,七〇	九七	二,二六	一一一	二,三三	一四五	
同 八	三,〇六	一三七	一,五五	九〇	二,四	一一一	二,三三	一四五	
同 九	六,九	二四〇	一,八六	一〇八	三,四	一六六	二,三三	一四五	
同 十	七,〇三	三〇一	一,五八	九〇	三,四	一六六	二,三三	一四五	
同 十一	七,五九	三二七	一,七四	一〇三	三,九	一七九	二,三三	一四五	
同 十二	九,八	四二〇	一,三三	七六	三,九	一七九	二,三三	一四五	
同 十三	八,三三	三五七	一,三三	七六	三,九	一七九	二,三三	一四五	
同 十四	七,三六	三一二	一,四〇	八二	三,九	一七九	二,三三	一四五	
昭 元	—	—	一,九	一一一	三,九	一七九	二,三三	一四五	

即ち大正五年に於ける各都市の一口貸出平均額の指數を一〇〇として其後の状態を見るに、一口貸出平均額は累年増加してゐる。之に依つて見れば一口貸出平均額は近年に於ては大正五年の約三倍に達してゐると云ふ事が出来る。尙大正五年以後の物價指數の傾向と比較して見ても、一口平均貸出高は近年増加した事實を認め得るであらう。

7) 六大都市比較統計要覽(昭和3年刊)後出第七表参照,第18回京都市統計書,第25回大阪市統計書。
8) 一口貸出平均額は各都市統計書に依る。但し東京市の方は第23回東京市統計一年表(昭和2年刊)1073頁の貸出口數及貸出金額累年表より計算した。又其指數も同様作製したものである。更に物價指數は日本銀行調査局;本邦經濟統

以上述ぶる所に依つて、如何に一口貸出平均額が少額であるか、従つて其の利用者が主として庶民階級に屬する人々であるかが明かになつたであらう。然らば實際の一口貸出額はどの位であらうか。一樣に質屋利用者といふが、一口貸出金額の最高は數千圓に上るものもあり、又翻つて其最低を見れば僅かに五錢と云ふ數字を見るのである。併し大部分を占むるものは勿論一圓以上十圓以下の貸出である。今東京都市計畫區域内に於ける大正十三年度の總計を示せば次の通りである。

第六表 貸出階級別表

口數	口數		金額	
	總數	千分比	總額	千分比
一圓—未滿	305,000	94.4	1,454	7.5
一圓—三圓	19,000	5.6	1,499	55.9
三圓—五圓	3,500	1.1	2,755	106.1
五圓—十圓	7,000	2.1	5,166	199.9
十圓—二十圓	1,000	0.3	6,156	237.3
二十圓—五十圓	1,500	0.4	5,267	202.8
五十圓—百圓	1,000	0.3	3,000	117.3

右に依つて見れば、貸出金額に於ては五圓以上五十圓以下のものが大多數を占めてゐるが、然し翻つて貸出口數を見るに、一圓以上二十圓以下のものが大多數を占め、殊に一圓以上十圓以下の貸出口數は全體の六九%を占めてゐる。一圓以下のものは僅かに全體の九%に過ぎない有様である。又十圓以上の貸出口數は二一・八六%に當つてゐる。従つて之を他の方面即ち貸出利率の方面から觀察すれば、彼の暴利を貪るものとして最も非難の高い四割八歩の利息を支拂ふもの即ち一圓以下の貸出は、僅かに全體の一割にも足らざる有様であつて、大體年三割六歩のもの即ち一圓以上五圓以下の貸出は四六%を占め、年三割以下のもの即ち五圓以上の貸出は四五%に達し、兩者は相半ばするを知るであらう。此の趨勢は同様に公益質屋に於ても窺ふ事が出来る。尙鹿兒島市は階級別貸出に就き累年の詳細なる統計を發表してゐるが、非常に有益なる資料で

計(昭和3年5月刊)116頁東京卸賣物價指數56品の總平均の物價指數より換算したものである。

9) 質屋業の統計調査 36頁附表一、二。

ある。¹⁰⁾

更に又庶民階級と質屋とが如何に密接なる關係にあるかは、其の入質者の職業別を見ても容易に了解することが出来るであらう。入質者の大部分は所謂勞役者である。即ち精神的及肉體的の勞働者が其の大部分を占めてゐる。之に次いで小商工業者學生等を擧げる事が出来る。然し乍ら利用度數と利用金額との兩方面より考へて、最も有効に質屋を利用し得るものは中産階級に屬する人々であらう。蓋し質屋の金融は對物信用に限らるゝから、若し質屋に依つて金融を得んとすれば必ず相當の質草を必要とするからである。所謂無産階級の人々は其の利用度數に於ては頻繁であるかも知れないが、彼等は適當な質草を缺くを常とするから、其の一口貸出高は非常に低く此の點に於て十分其の融通の目的を達し得ない憾みが少くない。之に反して中産の庶民は相當の質草を有し、之に依つてどうにか所要の融通をつけ得られる能力を有してゐると云ふ事が出来る。之と共に近時質屋の利用者が細民階級より

も、寧ろ中産階級に増加しつゝある傾向は注意すべき點であらう。前掲第五表の一口貸出平均額に現れた増加は其の一端を示すに足るであらう。

然し質屋の利用者は常に庶民階級に限らず、其の種類は千差萬別であつて、上流階級の人々をも含み、又凡ゆる職業の人々を包含してゐる。上流階級に屬する人々、殊に淑女の質屋利用に就いては、不正の原因に基くものが多いと云ふ。更に又質屋利用者の中には全く金融の目的ではなく、單に物品の保護預けの目的の爲めに質屋を利用するものがある。此の場合に於ては大抵入質者は貸出金額の小なる事を望むと聞く。¹¹⁾

二、質屋の利用状況 全國質屋の數は大正十三年度の統計に依れば一萬七千八百五十二軒を數へ、郡部一萬二千百十三軒、市部五千七百三十九軒となつてゐる。即ち市部は質屋の數に於て郡部に遠く及ばない有様であるが、然し其の一質屋に於ける平均入質額を見れば、市部に於ては口數二千五百六十九、金額一萬八千六百四十九圓に達し、郡部の口數八百七、金額四千

10) 臺中公設質舖、及東京市設質屋。(東京市政調査會：公設質舖大正15年3月刊207、263頁)、第16回鹿兒島市統計書(昭和3年刊)138頁。

11) 東京市政調査會：小額信用制度の研究2-3頁、日本銀行調査局：質屋に關する調査23-25頁、公設質舖14頁。

二十七回に比して、非常に大である。之に依つて質屋は田舎よりも都市に於て、遙かに多く利用せられつゝあるを知るのである。惟ふに此の現象は一面に於ては産業發達の結果として、都市は商工業の中心地となり多數群集の集まる所となると共に、又他面に於ては都市は取引盛にして貨幣の流通敏活なるに反して田舎に於ては其の大部分を占むる農民は地方に散在して一所に集るもの甚だ少なく、従つて又貨幣の流通狀況は甚だ緩慢なる状態を示してゐる。換言すれば質屋の田舎よりも都市に於てより多く利用せらるゝ所以は、貨幣經濟の行はるゝ度合の強弱に因るものではなからうか。更に又都市と田舎との相互扶助の行はるゝ事の多少にも幾分の關係を有するものではなからうか。何れにしても質屋が庶民金融機關として活躍せる一事は掩ふべからざる所であつて、例へば同一都市に於ても比較的上流階級の住宅地附近よりも、庶民階級の蝟集する區域に於て、質屋がより多く發達せるを見て明かであらう。

次に質屋利用度數に就いて考察して見るに、東京市政調査會の調査に依れば、大正八年に於ては質屋利用度數は一人に付き年八十九回、月七回半となり、四日に一回の割合に依つて質屋を利用してゐる。其の融通金額は約二百五十圓に達してゐると述べてゐる。勿論此の計算は概算であつて、確實なるものではないが、其の大勢を知るに足るであらう。

最後に最近都市に於て如何なる利用狀況に在るかを示す爲めに、茲に六大都市に於ける大正十四年度の狀態を示せば次の通りである。

第七表 六大都市に於ける質屋利用狀況

口一	戸數		大阪市	東京市	名古屋市	神戸市	横濱市
	出	入					
貸	一、三三	五、四一	二、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三
受	二、一三	三、五九	一、五二	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三
貸	二、一三	三、五九	一、五二	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三
受	二、一三	三、五九	一、五二	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三
流	一、九七	一、二六	一、九七	一、二六	一、九七	一、二六	一、九七
年未現在高	三、四六	五、四一	三、四六	五、四一	三、四六	五、四一	三、四六

12) 公設貨舖 14 頁、小額信用制度の研究 4 頁。
 13) 大阪市産業部調査課：六大都市比較統計要覽(昭和3年刊)103頁、貸統計受流に於ては大阪市の數字を大正14年としてをるが事實は昭和元年の貸出にらう、第25回大阪市統計書(昭和2年12月刊)3頁、名古屋市の貸出にらう、第28回統計書(昭和3年3月刊)5-18頁。

平均	流質		質屋	戸一	當平	均平
	年未現在高	流質				
平均	五、二五	六、八九	一七、〇〇	一、七〇	一、六九	二、五二
年未現在高	五、九七	六、七〇	一七、〇〇	一、七〇	一、六九	二、五二
人口一人ニ付	三、九六	五、六六	三、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、三三
キ年未現在高	六、〇〇	五、七三	三、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、三三

右表に依つて見れば、東京市は貸出高及受戻高が一口平均に於ても、又質屋一戸當り平均に於ても断然群を抜いてゐる。即ち之は流質額の少きに比して、其の質屋数の少き割合に質屋の利用程度が遙かに他の大都市を凌駕してゐると見る事が出来るであらう。之に次いで神戸市も質屋の利用程度が相當多い様である。次に大阪市に於ては年未現在高が非常に多く、二千六百五十萬圓にも上り、人口一人當りに十二圓五十錢に達してゐる。其の一口平均額は他の都市と大差なく、五圓九十七錢であつて、質屋一戸當り平均額が二萬三千圓以上にも達してゐるは目立つてゐる。

三、入質の季節的變動並に入質と物價との關係
 屋營業の繁閑の時期は其の所在地の如何に依つて多少其の趣きを異にするは勿論であるが、大體に於て一般金融界の狀況如何に依つて之を知り得べく、一般に金融の逼迫する時は入質多く、金融の緩慢なる時には質屋も大體閑散である。質屋の最も多忙を極めるのは年未であつて、五月並に九月は更衣の季節であるから、質物の出入頻繁を極めると云ふ。又同一月に於ては、質物の出入の最も多いのは月初一日より三日迄であつて、月末之に次ぐ有様である。蓋し質屋の利息計算期及流質期限は月末であるが、大體商慣習として翌月三日迄の猶豫期間を與へてゐる爲であらう。

東京府は月別貸出高に就いて有益なる統計を發表してゐる。今大正十四年度の統計に依り次の表を得た。

第八表 月別營業狀態(東京府)

月	貸出高		受戻高		流質高		貸出受戻		比
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	百分	百分	
一月	二、九〇	一、六七	一、〇〇	八二	五九	六・四			
二月	二、七二	一、七五	二九	七五	六・三	七・九			

計	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
三、五五〇	二、二八	一、五	八、八	七、七	七、七	七、七	七、七	七、七	七、七	七、七
二、七六〇	二、三六八	一、五	八、八	八、七	七、六	七、五	七、五	七、五	七、五	七、五
二、九〇〇	二、四三三	一、六	九、五	八、九	七、五	六、八	六、八	六、八	六、八	六、八
二、八八九	二、二八九	一、六	八、九	八、四	七、四	七、四	七、四	七、四	七、四	七、四
二、六六七	一、九三三	一、一	七、五	六、六	六、八	六、八	六、八	六、八	六、八	六、八
二、〇〇〇	一、五九九	一、六	六、四	五、五	七、四	七、四	七、四	七、四	七、四	七、四
一、〇五三	一、〇三九	一、二	六、四	七、五	三、六	三、六	三、六	三、六	三、六	三、六
二、〇三九	一、〇三九	一、二	六、四	七、五	三、六	三、六	三、六	三、六	三、六	三、六
二、六六一	三、〇一七	三、三	九、四	一、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇
二、六六〇	二、五六九	二、〇	八、八	九、四	八、九	八、九	八、九	八、九	八、九	八、九
二、四三三	三、七二七	三、三	一〇、三	一三、六	九、九	九、九	九、九	九、九	九、九	九、九
三、一、七五五	一、七五五	一、一六三	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

之に依つて見れば貸出金額及受戻金額に於ては、四月五月六月と十月十一月十二月との二つの Note をなしてゐる。其の貸出高及受戻高の最も多いのは年末である。殊に十二月に於ては貸出高よりも受戻高の方が遙かに多く、受戻高の貸出高に對する割合も一一四・六〇%に達してゐる事は注目に價する所と思ふ。流質に就いては九月以後が多數を示してゐる。殊に九月の流質は年内の最高を示し、一二・六二%に達してゐる。

此の季節的に現はれた質物の状態は之を前年の東京都市計畫区域内に於ける統計と同様の傾向を示してゐる事も亦注意すべき點であらう。¹⁵⁾

次に又人質は物價と密接なる關係を有するものであつて、物價の變動に伴つて入質の増減する事は否むべからざる事實である。例へば生活必需品即ち穀物其他食料品衣類等の騰貴する時に於ては、概して入質額は増加し流質は減少する傾向を示すが、之に反して其の低廉なる場合に於ては、入質は著しく減少するが、而も其の反對に流質の額は増大する傾向がある。斯く物價騰貴に伴つて入質物の増加として現はれるは、一つに物價騰貴率と俸給又は賃銀の値上率とが相伴はぬからであらう。次に物價騰貴の際に流質の減少する關係は一吋變な様にも考へられるが、然し之は一方に於ては物價騰貴に際しては新に作る事の困難な爲めに多少な高利を支拂つても受戻す方が便宜であるのと、又他方に於ては諸物價が騰貴してゐる時であるから、自己に差當り不必要な品物迄も受戻して之を賣却し其の間

15) 質屋業の統計調査 39-64頁。

餘論

多少とも利益を得んとする爲であらう。斯様な状態であるから質屋は流質物の處分をするも諸物價暴落の際とて元金を回収し能はざるは勿論、時には貸出金の二、三割の損失を招く事があり、之が爲めに質屋の倒産するものすら生ずると云ふ。¹⁶⁾

四、質屋利用者の費途、質屋の利用者が其の融通金を如何なる方面に利用するかは、入質に際して聞き調べない事になつてゐるから、果して何れの方面に向けらるゝかを明かにする事は出来ない、然し大體消費的方面に向けらるゝものと見て差支へないであらう。同様に消費的方面に用ひらるゝとしても景氣の如何に依つて其の費途は自ら異なる様である。換言すれば、一般に不景氣の時には専ら生活費、家計費に充當せられる様であるが、之に反して好景氣の時に於ては、此の外に尙賭博遊興費其他贅澤費に消費する中産階級が多いと云ふ。又は好景氣の時には各方面の營業資金に向けらるゝも尠くない。¹⁷⁾

以上私は我國私營質屋の現状に就いて考察を試みたのであるが、此の私營質屋の現状に就いては種々の缺點を有してゐる。其の主なるものとして貸金利率の高きに失する事、利息計算法及流質處分の不正なる事、及質の弊などを擧げる事が出来る。尙最も重要な事は現行質屋取締法の根本的不備である。現行質屋取締法は早晚改正せらるべき状態に在る。苟も質屋が庶民金融機關として存在してゐる以上は、そこに自ら社會政策的意義を包含してゐる事は自明の理であつて、此の點に於て全然私營主義に放任し得ざるは勿論の事である。故に理想としては私營質屋を排し、全部公益質屋とする事は誠に望ましい所である。併し乍ら我が國に於ける質屋發達の沿革及我國に於ける庶民金融の現状並に私營質屋の庶民金融に於て占めつゝある地位等を考慮して、今急激に私營質屋を絶滅せしむるは、種々なる困難に遭遇し、又直ちに之を斷行する事は不可

16) 岡野文之助氏、都市下層金融制としての質屋考(都市問題大 14, 117-8)
17) 朝鮮經濟雜誌大 9, 54-59號質屋問題に就いて。

能事であらうと思はれる。蓋し現今庶民金融機關として見るべきものなく、信用組合は最も適切なる庶民金融機關として推賞せらるゝ所であるが、まだ其の發達不十分の状態に在り、又近年我國に於ても公益質屋が出現し、庶民金融の爲めに盡力しつゝあるは喜ぶべき所であるが、まだ其の發達微々たる状態である。即ち昭和三年五月現在の調査に依れば、¹⁰⁾其の數は僅かに八十四を數ふるに過ぎず、私營質屋の二萬に近き數に比して是許にも寄りつけない状態である。更に其の貸付資金は二百六十二萬八千九百九圓であつて、之を大正十四年三月現在の私營質屋の現實の貸出高一億五千五百八十萬圓に比すれば雲泥の相違である。此の幼稚の域を脱せざる庶民金融に於て、獨力活動を続け、中心ともなるべき私營質屋を急激に除きたる事は最も考慮を要する所である。之に代るべき機關を直ちに求むるは決して容易の事ではないであらう。

故に低利融通の方法を講じて現在の私營質屋に改善を加へ、以て獨逸に於ける様に公私併用主義を採用す

るは、少くとも現在の状態に適應する方策ではあるまいか。勿論公益質屋は成るべく之を助成し、以て他の營利主義の弊を制しつゝ、共に相助けて適當なる金融機關なき庶民階級の爲めに金融の途を開くは當面の急務であらう。公私併用主義は公益主義に比して幾分手ぬるい感のあるは免れないが、然し之亦過渡期に於ては止むを得ざる所であらう。